

「知的財産推進計画2008」について

内閣官房知的財産戦略推進事務局

1. はじめに

2008年6月18日、知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣 福田康夫）は、「知的財産推進計画2008」を決定した。

知的財産推進計画は、知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるものであり、毎年度一回その見直しを行うこととされている。知的財産推進計画2008は、2003年7月8日に最初の知的財産推進計画が決定されてから第6年目の推進計画となる。

2. 「知的財産推進計画2008」の決定に至る経緯

知的財産の分野においては、2002年から国家戦略として「知的財産立国の実現」を目標に掲げ、これまでに数々の施策を推進してきた。

2002年11月、知的財産基本法が成立し、2003年3月には内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部が内閣に設置された。

知的財産戦略本部は、知的財産立国の実現に向けた工程表ともいえる「知的財産推進計画」を作成し、その実施を推進する（知的財産基本法第23条及び第25条）。2003年7月に最初の知的財産推進計画が決定されて以降、計画の進捗状況・状況変化等を踏まえて毎年推進計画の改定を行ってきている。

これまで、戦後最大の裁判所改革である知的財産高等裁判所の発足、特許審査迅速化のための特許庁の体

制強化、大学知的財産本部や技術移転機関の整備、模倣品・海賊版拡散防止条約の提唱、日本のアニメや映画などのコンテンツ振興策の推進など、様々な制度改革や体制整備が実現されてきた。

具体的な施策の検討に当たり、知的財産戦略本部は、専門の事項を調査させるため専門調査会を置くことができる（知的財産戦略本部令第2条）。

知的財産戦略本部はこれまでに、権利保護基盤の強化に関する専門調査会（2003年7月～2005年6月）、医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会（2003年7月～2005年6月）、コンテンツ専門調査会（2003年7月～2007年7月）、知的創造サイクル専門調査会（2005年6月～2007年7月）を設置し、様々な論点について調査・検討を行ってきた。

2007年8月には、知的財産による競争力強化専門調査会（会長：相澤益男 総合科学技術会議議員）及びコンテンツ・日本ブランド専門調査会（会長：久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大学教授）を、また2008年3月には、デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会（会長：中山信弘 弁護士／西村あさひ法律事務所顧問）を設置し、新たな論点について調査・検討を行っている。

知的財産推進計画2008の策定に当たっては、知的財産による競争力強化専門調査会が取りまとめた報告書「知財フロンティアの開拓に向けて（分野別知的財産戦略）」「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について」、コンテンツ・日本ブランド専門調査会が取りまとめた報告書「デジタル時代におけるコンテンツ

振興のための総合的な方策について」及びデジタル・ネット時代における知財制度専門調査会が取りまとめた「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について〈検討経過報告〉」を踏まえるとともに、パブリックコメントなどを通じて広く国民から意見を聴取した。

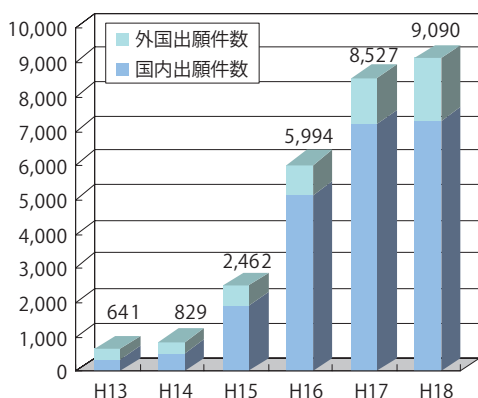
3. これまでの成果

知的財産に関するこれまでの取組の成果として、各分野において様々な改革が実行されてきた。以下、その主な成果を紹介する（なお、特技懇誌では、毎年、知的財産推進計画について取り上げていただいているため、本項目については、昨年までの記事と重複する部分もある点を予めご容赦いただきたい。）。

1) 創造分野

○大学の知的財産の創出・管理・活用を戦略的に実施するため、全国で43の大学等で知的財産本部が設置された（2003年7月）。また、48の承認TLO（技術移転機関）、4の認定TLOが設置された（2008年4月末現在）。これらにより、大学等の特許出願件数はここ5年間で約14倍に増加した。〔図1〕

大学等の特許出願件数の推移



（注）文部科学省調べ

図1

- 大学教員の発明に対する権利を大学に帰属させる機関帰属原則が、国立大学等の96%、公私立大学等の39%において採用された（2007年3月末現在）。
- 大学発ベンチャーの数が増加し、2007年3月末の累計で1,590社が設立された。
- 国の委託研究開発において委託成果に関する知的財産権を受託者に帰属させる日本版バイ・ドール制度の適用が2005年度には99.9%に達した。2007年4月「産業活力再生特別措置法」等の改正により、日本版バイ・ドール制度は恒久措置とされるとともに、その対象にソフトウェア開発の請負が追加された。
- 職務発明に係る対価が適正に定められるようにするため、改正特許法35条が施行された（2005年4月）。
- 2007年3月、大学等の利用者が特許公報データと論文情報とを同時に検索できる「特許・論文情報統合検索システム」の運用が開始され、同年9月には企業等でも同システムを利用することが可能となった。
- 科学技術基本計画で定めた重点推進分野（ライフサイエンス、IT、環境、ナノテクノロジー・材料）等における知的財産の現状と対応策等を整理するとともに、今後取り組むべき知的財産戦略の基本的な在り方をまとめた「分野別知的財産戦略」が策定された（2007年11月）。

2) 保護分野

- 「知的財産高等裁判所設置法」に基づき、知的財産高等裁判所が発足した（2005年4月）。
- 特許審査請求の急増に対応するため、経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」が発足した（2005年12月）。
- 任期付審査官を、2004年度から2008年度にかけて毎年度98人ずつ増員した。
- 特許権、意匠権、商標権、営業秘密、著作権等、育成者権の侵害に係る刑事罰が強化された（著作権等に関しては2007年7月、育成者権に関しては2007年12月に施行）。
- 第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続きで早期審査が受けられる「特許審査ハイウェイ」を日本から提案し、実施又は試行が進んで

いる(日韓、日米、日英、日独)。

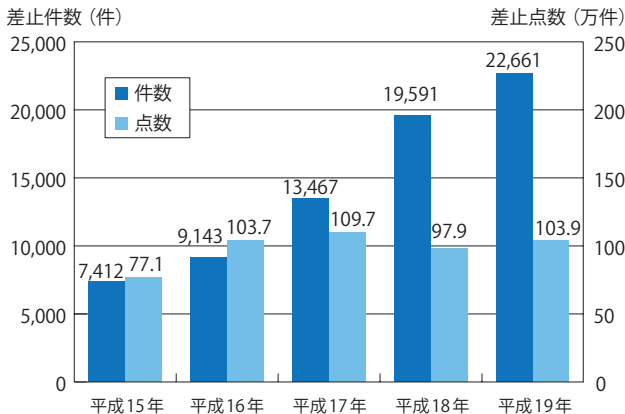
- G8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理大臣が模倣品・海賊版の拡散を防止するための国際約束の必要性を提唱した(2005年7月)。2007年10月には、本条約の実現に向けて、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、集中的な協議を開始することとなった旨、日米欧等より同時発表がなされ、現在その早期実現に向け、関係国との協議が行われている。
- 税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等が明確化される(2006年7月)等、水際対策が強化された。これにより、知的財産侵害物品の輸入差止件数はここ4年間で約3倍に増加した。[図2]
- 映画館等において上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が施行された(2007年8月)。
- 大手オークション事業者によりインターネット・オークション上の模倣品・海賊版の排除を目的とした自主ガイドラインが策定された(2005年7月)。
- ファイル共有ソフトによる侵害実態や課題などの情報を共有し、著作権団体と電気通信事業者が協同・

連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が設立された(2008年5月)。

3) 活用分野

- 技術貿易収支については、2003年に初めて黒字になり、2007年には過去最高の7,719億円の黒字となった
- 「知的財産情報開示指針」(2004年4月公表)や「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年10月)を踏まえた「知的財産報告書」など知的財産の活用に関する報告書を作成している企業は、2007年度には84社となった。
- 知的財産権を受託可能財産とするとともに信託の担い手を拡大するため信託業法を改正した(2004年12月)。
- イノベーションの促進、我が国の国際産業競争力の強化及び世界のルールづくりへの貢献を図るべく、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」が決定された(2006年12月)。
- 全国の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」と呼ばれる知的財産に関する相談窓口が設置された(約2,500ヶ所)(2006年7月)。
- 特許料等の減免対象が見直され、中小企業等による利用が大幅に拡大した(2004年度5,014件→2007年度10,148件)。
- 30都道府県において知的財産戦略が策定された(2008年4月末現在)。

知的財産侵害物品の輸入差止実績
(平成15年～平成19年)



(注) 一般商業貨物及び国際郵便物に係る侵害物品の差止件数及び点数を計上したものである。

(注) 財務省調べ

図2

4) コンテンツ分野

- コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、基本理念等を定めた「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が施行された(2004年)。
- IPマルチキャスト放送による「放送の同時再送信」について、著作権法上の有線放送と同様の取扱いとする改正著作権法が施行された(2007年1月)。
- 映像コンテンツ産業を国際競争力ある産業とするため、映像産業振興機構(VIPO)が設立される(2004年12月)など、民間の取組が活発化している。

- ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、放送、映画のイベントを結集した「JAPAN国際コンテンツフェスティバル2007」が東京を中心に開催された(2007年9月～10月)。
- 民間による「食文化研究推進懇談会」が設立され、日本食文化研究や日本食文化の普及等について、提言が取りまとめられた(2005年7月)。
- 海外日本食レストランの信頼度を高め、日本食の普及を通じて日本食材の輸出促進を図るため、民間組織「日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)」が設立された(2007年7月)。
- 商標法を改正し、地域ブランドをより適切に保護するため、地域名と商品名からなる商標について、地域団体商標としてより早い段階で登録を受けることを可能とした(2006年4月)。これにより、2008年4月末現在で373件が登録査定されている。
- 東京コレクションの時期と会場を集約し、発信力を強化した「東京発 日本ファッション・ウィーク」が開催された(2008年4月末までに6回開催)。

5) 人材育成分野

- 知的創造サイクル専門調査会において「知的財産人材育成総合戦略」が決定された(2006年1月)。
- 弁理士試験の合格者数は近年増加しており(2007年

は613人)、弁理士の数が7,732人となった(2008年3月末現在)。

- 知的財産関連業務に対応できる弁護士のネットワークとして弁護士知財ネットが発足した(2005年4月発足。約1,000人の弁護士が参加)。
- すべての法科大学院(2004年4月に68校、2005年4月に6校設置)において知的財産法の科目が開設された。
- 知的財産専門職大学院が東京理科大学、大阪工業大学に設置された(2005年4月)。

4. 「知的財産推進計画2008」の概要

知的財産推進計画2008には、取り組むべき施策として、約360項目の施策が盛り込まれている。これらのすべての施策について、担当府省が明記されており、担当府省が責任を持って取り組むとともに、知的財産戦略本部が担当府省の取組状況を恒常的に確認し、必要に応じて総合調整を行うこととしている。

知的財産推進計画2008においては、本編では従来の構成を踏襲しつつ、重点編では、“世界を睨んだ知財戦略の強化”のため特に重点的に取り組むべき事項を、「我が国の重点戦略分野の国際競争力の一層の強化」、「国際市場への展開の強化」、「世界的共通課題やアジアの諸問題への取組に対してのリーダーシップの発揮」の3点を柱として整理している。[図3]

基本的方向 世界を睨んだ知財戦略の強化

我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化する

- ・基本特許を押さえ、基礎研究の成果を国際的事業展開につなげる
- ・オープン・イノベーションに対応した知財戦略を強化する
- ・新事業の担い手としての中小・ベンチャー企業を支援する
- ・デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する 等

国際市場への展開を強化する

- ・模倣品・海賊版対策を強化する
- ・国際的な商標問題に対応する
- ・日本のブランド発信力を強化する
- ・国際的権利取得を促進する 等

世界的共通課題やアジアの諸問題への取組にリーダーシップを発揮する

- ・国際的な知財制度のハーモナイゼーションを主導する
- ・我が国の環境技術の途上国等への移転を促進する
- ・アジアの中で日本が担うべき役割を積極的に果たす 等

図3

5. 「知的財産推進計画2008」の基本的考え方

知的財産推進計画2008の基本的考え方については、以下のとおりである。

〈世界を睨んだ知財戦略の強化〉

- (1) “「知識経済」や国家の魅力を競う時代にあって我が国が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、イノベーションやコンテンツ・ブランドを経済成長の原動力とし「魅力ある日本」を実現していくことが必要である。” こうした認識の下に知的財産戦略本部は2003年以来「世界最先端の知的財産立国」を目指し、これまで様々な制度改革や環境整備を行い、また産業界、学会、司法界を始め国民各層においても多面的な取組がなされ一定の成果を達成してきたところである。
- (2) しかし、21世紀に入り技術革新や市場の変化、さらにはデジタルネットワーク化は想定を大幅に上回るスピードと規模で進展している。今や各国は互いの状況をにらみつつ、いかにこうした激変に対応して他国の水準に追いつき追い越し、新たなビジネスモデルを主導的に構築できるかにしのぎを削っている。

この競争を勝ち抜いていくためには、産官学の英知を結集してスピード感をもってイノベーションを効率的に進めるべく、技術の創造・保護から市場展開に至るまで時代に対応した知財戦略の実行と知財制度の整備を図っていくことが求められている。知財制度は技術革新を促進すべきものであり、万が一にもこれを阻害するものであってはならない。
- (3) 我が国としても、世界に先んじた知財戦略を構築し、内外のリソースを積極的に活用しつつ海外では真似のできない基礎技術やコンテンツの創出拠点としての地位を確立し、グローバルな事業展開を通じてアジアを始め世界のイノベーションにつなげ、また国際的な課題への取組に中心的役割を果たして世界をリードしていく以外に生き残る道はない。
- (4) ただ現状では欧米先進諸国に後れを取ってしまっている点も少なくない。

基礎研究の最前線では多くの大学では未だに知財取得よりも論文発表に重点が置かれているなど知財マインドが確立しておらず、基本特許の国際的争奪戦では十分な成果を残せているとはいえない。また大学からの技術移転も過去6年間で相当拡大したもののライセンス収入は米国の百分の一以下の水準に止まっており、大学発ベンチャーの数や規模でも大きな差が開いている。

こうしたことから研究開発や事業化の効率化をめぐるオープン・イノベーションへの取組でも米国に先頭を譲る事態となっている。これには情報アクセスなどネットワーク化のメリットを最大限活用できるようなデジタル時代に対応した法制度等の環境整備の遅れも要因となっているが、これにより研究開発や検索エンジン等のネット関連の新ビジネス展開にも支障を生じている。米国ではフェアユース規定の運用に加えデジタルミレニアム著作権法の制定、EUでは域内市場におけるデジタル・ネットワークに対応する統一した制度や契約ルールの調和に向けた取組が進むなど政府が積極的に技術と市場の発展に対応しようと努力を続けており、ビジネス環境の格差拡大が懸念される場所である。

さらに、事業展開のグローバル化という側面でも欧米諸国の方が積極的である。日本は国内特許出願件数の約22%しか国外にも出願されていないのに対し、米国では約44%、欧州では約60%となっているなど、一層の海外市場への展開が求められている。また、欧米諸国は多くの自国発の技術の国際標準化に成功し有利にグローバルな事業展開を進めている。

ちなみにIMD（国際経営開発研究所）の国際競争力ランキングにおいて我が国はこれまで最高1位だったものが22位に後退しており（本年5月発表）、またWEF（世界経済フォーラム）の調査でも前年の5位から8位（昨年11月発表）に後退している。

- (5) コンテンツの分野においても、ネット上でのコンテンツの創造や流通を促進するための法制度や契約ルールが確立していないことや知財制度が急激な技術革新に柔軟に対応できるものになっていないこと

等を背景に、デジタルネットワーク環境の利点をいかしたビジネスモデルの構築に遅れをとっている。

また、マンガ、アニメを始めとする日本のコンテンツが海外で高い評価を得ているにもかかわらず、海外売上高比率が米国の18%に比し我が国は2%に止

まっており、海賊版として出回っているコンテンツを正規のビジネスに転換することができていない。

(6)このような状況を踏まえれば、我が国は従来にも増して世界を意識し、最先端の研究開発（創造）、制度構築（保護）、市場開拓（活用）の実現に向けた

背景

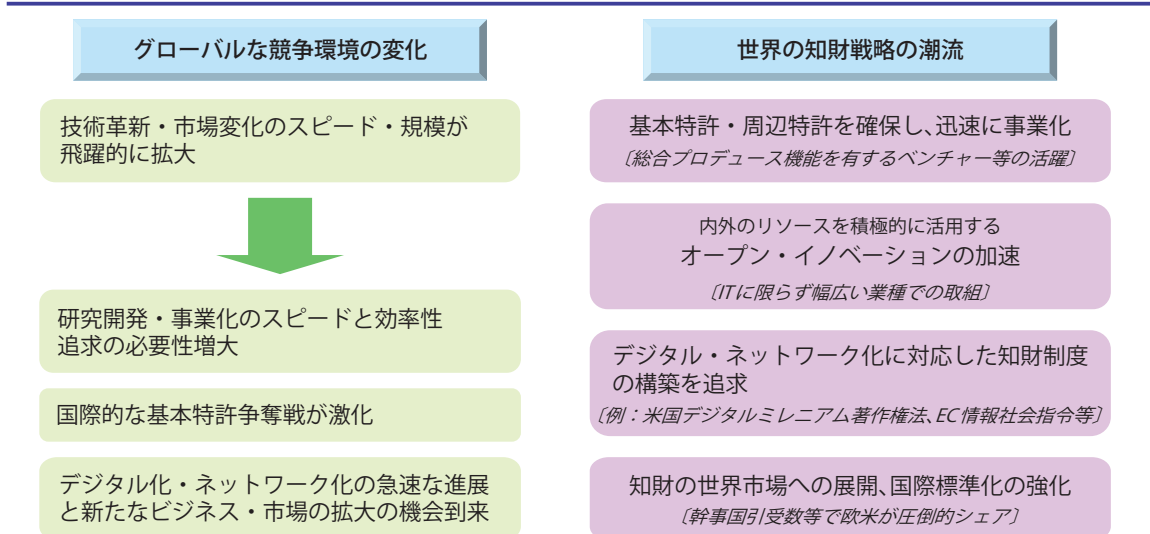


図4

我が国の課題

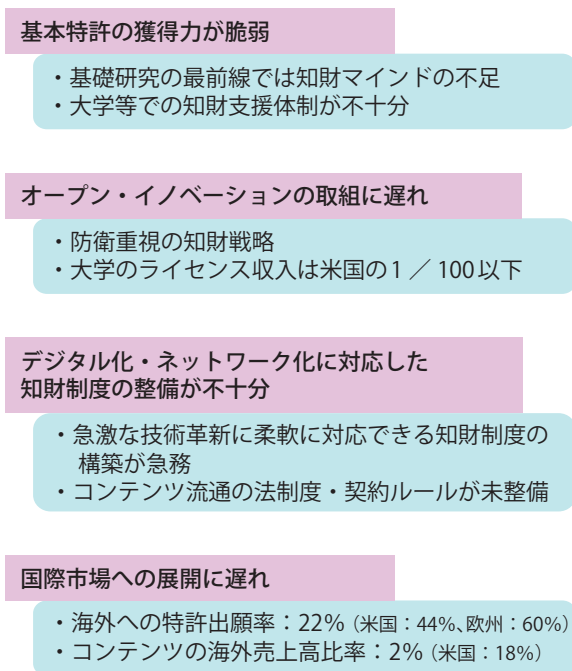
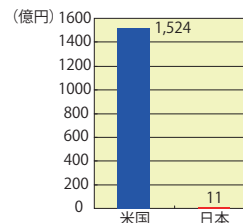


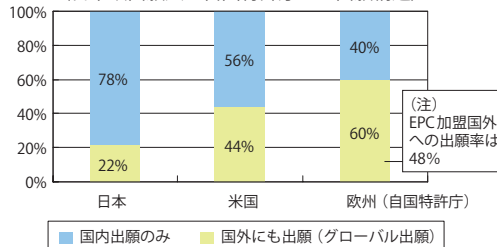
図5

〈日米の大学・TLOのライセンス収入〉



(出典) AUTM Licensing Survey 2004
発明協会「大学技術移転サーベイ大学知的財産年報 2006年度版」
1ドル=110円で換算。

〈日米欧出願人の自国特許庁への出願構造〉



国際競争ランキング

IMD：22位 (国際経営開発研究所)
WEF：8位 (世界経済フォーラム)

「知財フロンティアの開拓」への取組を強化する必要がある。これまでの知財戦略の取組が諸外国に比し「競争力」や「持続的な生産性や成長力の向上」に十分つなげられているのか、創造、保護、活用の各レベルでの成果は国際的な視点で見て果たして満足できる水準に達しているのか、といった視点をも踏まえつつ、早急に必要な対応策を講じていかなければならない。

我が国が世界を見なくても世界は我が国を注視している。世界を相手にすることで初めて世界の中で生きていける状態にあることを我々は再認識する必要がある。

(7) 上記の観点から知的財産推進計画2008においては、技術・制度・市場のグローバル化の中で知財戦略を国際的観点で捉え、「我が国重点戦略分野の国際競争力の一層の強化」、「国際市場への展開の強化」、そして「世界的共通課題やアジアの諸問題への取組に対してのリーダーシップの発揮」の3つを重点として“世界を睨んだ知財戦略の強化”に取り組むこととする。

6. 「知的財産推進計画2008」の重点事項

知的財産推進計画2008の重点事項については、以下のとおりである。

1. 我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化する

1. 先端技術分野で世界をリードし、社会全体のイノベーションにつなげる

(1) 人類未踏の基本特許を押さえ、革新的技術開発を戦略的に推進する

世界をリードし得る画期的な知的財産を創造し、その成果を確実に基本特許として押さえ、我が国の成長力の強化につなげていくことが重要である。

このため、本年5月に総合科学技術会議が策定した「革新的技術戦略」において示された、産業の国際競争力強化に資する技術や環境エネルギー技術、iPS細胞を利用した再生医療技術を始めとする健康な社会構築に資する技術、食料、資源等の制約を克服し日本と世

界の安全保障に資する技術といった革新的技術の開発に戦略的に取り組む。同時に革新的技術を持続的に生み出すため、効率的に基本特許が獲得できるよう基礎研究を戦略的に推進する。

重点項目

- ① 革新的技術に関する研究開発を加速する
国として機動的な資金投入を図る「革新的技術推進費」を創設
- ② 独創的・革新的な研究を促進する
競争的資金制度に「大挑戦研究枠」を設定するなど、ハイリスク研究や異分野知識の融合研究への支援を拡充
- ③ 基礎研究の戦略的重点化を行う
競争的資金制度（目的基礎研究）の選定基準に知的財産戦略上の項目を追加

(2) 技術移転体制の強化により基礎研究の成果を国際的事業展開につなげる

iPS細胞に係る研究など画期的な発明については、内外での基本特許の確保のみならず、事業化につなげていくため関連技術や応用技術の知財化を図ることが必要である。このためには産学官の総力を結集して、研究成果を新たなイノベーションの創出につなげていく体制の構築が求められる。

また、グローバル競争に打ち勝つべく、より効率的かつスピーディーなイノベーションの創出を図るため、内外のリソースの有効活用を図るオープン・イノベーションの考え方が重要である。このため、基礎研究の成果を幅広く積極的に国際的な事業展開につなげていくべく、大学知財本部やTLOの機能を抜本的に強化し、将来の知財化をにらんだ研究開発の早い段階での研究者への助言、得られた成果の知財化、ポートフォリオの形成、さらにそれらの知的財産の事業化に向けての産業界等との橋渡しを行うことを推進する。

重点項目

- ① iPS細胞の研究・事業化を加速するための総合的支援体制を構築する
iPS細胞研究の成果の的確な知財化・事業化のための国を挙げての支援体制を構築

②大学知財本部やTLOの機能を強化する

大学での知財創造から成果の活用に至る「総合的知財戦略」の策定・実施、中期的な事業計画の実績のレビュー、連携強化や統廃合など組織の効率化を促進。戦略的な知的財産活動に取り組む大学等へ支援

③共同研究の成果の活用を一層促進する

共同研究成果の適正な配分を前提とした権利帰属等に係る合意形成の追求を促進。単独出願とする選択肢も排除されるべきではないとの基本的考え方を周知

④大学発ベンチャーへの支援を強化する

国立大学法人がライセンスの対価として取得したストックオプションの権利行使を可能とするよう必要な措置

⑤大学等・TLOによる海外出願を支援する

海外における基本特許につながる権利取得を支援

(3)事業戦略を構築・実施する専門人材の育成を加速する

研究成果を定期的に評価し、国際的事业展開に向けた戦略を構築、実施していく総合プロデュース機能の強化へのニーズは高い。このため、経営に明るく国際的に通用する専門人材の育成を加速する。

重点項目

○総合プロデュース機能を強化する

価値ある知的財産を見出し、それを他のリソースと有効に結びつけて事業化まで関与する総合プロデュース機能を強化

(4)新たな技術革新による新市場創出を後押しする

革新的な技術が次々と開発される状況の下、我が国の経済社会全体の発展を図る観点から、当該技術が知的財産権によって適切に保護されることが重要である。知財制度について不断の見直しを行い、その際、迅速かつ的確に権利が付与されるよう、特許審査の質の向上と迅速化を強力に進める。

重点項目

①iPS細胞関連技術を含む先端医療分野における保護の在り方を検討する

iPS細胞関連技術を含む先端医療分野における適切な特許保護の在り方について検討を開始

②特許権の存続期間延長制度を抜本的に見直す

特許権の存続期間延長制度に関し、遺伝子組換え生物、iPS細胞由来の生物材料、DDS（ドラッグ・デリバリー・システム）等を対象に追加すべく、総合的な検討を実施

③出願人の多様なニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する

現行の早期審査制度よりも更に早い超早期審査制度を試行

2. 世界一の情報通信基盤を一層活用する

(1)情報アクセスの抜本的改善等によりオープン・イノベーションへの取組を強化する

戦略的な知財の活用の成否がこれまで以上に企業及び経済社会全体の競争力に直結する状況となっているため、厳しい競争環境下にある我が国産業界においても不退転の決意でのオープン・イノベーションへの取組が求められている。

世界一の情報通信基盤を有している我が国は、外部情報の迅速な収集や分析、自社情報の積極的な発信など、オープン・イノベーションを進める上での好条件を有している。このため、かかる好条件をいかしてオープン・イノベーションに対応した高度な知財戦略の構築を産業界に促していくとともに、著作権法を始めとする知財法制を情報のデジタル化・ネットワーク化に対応したものに变革し、産業界の取組を加速し得るよう必要な環境整備を迅速に行う。

重点項目

①様々な知的財産の融合によるイノベーション創出を促進する

企業や大学等に分散する技術等の総合プロデュースによる新たなビジネスモデルの創造を後押しするイノベーション創出機構（仮称）の創設に必要な措置

②企業における知財戦略の高度化を促進する

未利用特許の活用促進やオープン・イノベーションに向けた取組を支援

③研究開発における情報利用の円滑化のため法的課題を解決する

科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発のための情報の収集・利用等の過程で生じる複製等を行うことができるよう法的措置

④特許情報と学術情報を統合した検索システムの利便性を向上させる

「特許・論文情報統合検索システム」の利便性を向上させ、周知

(2) デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する

情報のデジタル化、ネットワーク化により、今や、テレビやラジオ等の端末を問わず、時間と場所の制約なしにコンテンツを楽しむ時代となっている。既に欧米では、テレビ番組を端末を問わずインターネットを通じて好きな時間に見ることができる。また、インターネットを通じて誰もがクリエイターとなれる動画共有サイトという新しいビジネスも生まれている。

我が国コンテンツ産業がこのチャンスをいかすためには、自らが新たなビジネスモデルの構築に果敢に挑戦していくことが求められている。国は、これを支える観点から、デジタルコンテンツの流通を促進するための世界最先端の新たな知財制度の整備や契約ルールづくりを進めるとともに、今後予想される急激な技術進歩を視野に入れつつ、新しいビジネスモデルの開発に際して支障となるおそれのある法的課題に対してより迅速かつ柔軟に対応し得る制度の構築を図る。

重点項目

ア. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を拡大する

① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する

既に一定の結論が得られた事項は実施。最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備

② コンテンツ関連情報を集約化する

「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」などのコンテンツ関連のデータベースが一体として機能するよう集約化

イ. デジタルコンテンツの新しいビジネスを支援する

○ コンテンツ共有サービスの法的環境等を整備する

コンテンツ共有サービス事業者と権利者の包括契約締結や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促進。著作権の間接侵害について検討

ウ. デジタル・ネット環境をいかしたコンテンツの創作環境を整備する

○ 一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する

コンテンツを公表する場を提供するサービス事業者と権利者団体の間の包括的な契約の締結を促進。ネット上における意思表示システムの改善・普及

エ. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を支える知財制度を整備する

○ デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する

新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含め技術進歩等に対応し得る知財制度の在り方等を検討

(3) ネットやソフトウェアの日本発の新たなビジネスモデルを展開する

我が国の優れた情報通信基盤を活用して世界に通用するソフトウェア産業のビジネスモデルを我が国から生み出すことが求められている。市場の変化の速い本分野においては、知的財産制度や知的財産に関する契約ルールが十分整備されていないことが新たなビジネスモデルの構築の支障となっている側面があることから、必要な対応策を迅速に講ずる。

重点項目

① ネットワークビジネスに係る法的課題を解決する

ネット検索サービスや通信過程におけるサーバー等での一時的なデータの蓄積が円滑に行えるよう法的措置

② ASP・SaaSに係る契約ルールを整備する

契約の雛型や知的財産の取扱いに関するガイドラインを普及

3. 新事業開拓の担い手として中小・ベンチャー企業を支援する

中小・ベンチャー企業は、新事業開拓の担い手として、イノベーションの創出、就業機会の増大、地域の活性化に大きな役割を果たしている。自社技術の知財化は、自社技術を防衛的に保護することはもちろんのこと、経営に知財戦略を積極的に取り入れることにより、自社の知的財産を共同研究、ライセンス供与、知財信託などに多面的に活用することを通じ、次の技術開発や事業展開につなげることができると、中小・ベンチャー企業にとっても本来大きなメリットを有するものである。

しかしながら、我が国産業における企業数のシェアでは99%、従業者数では70%を占める中小企業の特許出願件数は全体のわずか12%に過ぎない。知的財産の取得やその活用が進まない要因としては、①特許権取得や権利行使に係る人材・資金の不足、②技術や知的財産権に関する知識・情報の不足、③技術提携先企業・大学等に関する情報や事業化に要する資金の不足等が指摘されている。

また、地域には独自技術を有する中小企業のほか、地場産業や特色ある研究領域を有する地方大学が存在するが、これら地域のリソースが有機的に連携してイノベーションの創出につなげる枠組みが十分整備されていない。

このため、知的財産を事業化につなげる仕組みの構築、情報提供の充実、負担の軽減等に向けた取組を強化する。

重点項目

①地域における知的財産の事業化を支援する

ファンド等の資金供給機能や事業サポート機能の活用により、総合プロデュース機能を強化。地域力連携拠点との連携により事業化案件の具体化を促進

②中小・ベンチャー企業に対する相談・情報提供機能を強化する

企業を直接訪問して行う相談業務の実施や研究開発前から知財を意識させるための支援体制を構築。知的財産侵害への相談体制を整備

③中小・ベンチャー企業による海外出願を支援する 中小企業による外国出願に係る費用を支援する 制度を充実

II. 国際市場への展開を強化する

1. 国際市場環境を整備する

(1) 模倣品・海賊版対策を強化する

ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて移動する経済のグローバル化が進展する中、我が国企業等が国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。

模倣品・海賊版の流通は、事業者間の競争をゆがめ、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的創造の意欲を減退させる。アジア諸国を始め海外における模倣品・海賊版の流通は跡を絶たず、また、瞬時に国境をまたいで情報が流通するインターネットにおいても海賊版による被害が増大している。このため、海外における模倣品・海賊版対策やネット上の海賊版対策を強化する。

重点項目

A. 世界に拡散している模倣品・海賊版対策を強化する

①「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す

関係各国との議論をリードし、早期実現に向けた取組を加速

②侵害発生国・地域における対策を強化する

官民合同ミッションの派遣や政府間協議を通じ働き掛けを強化

③模倣品・海賊版の拡散防止に向けた足元の対策を強化する

水際での税関の取締り及び国内における警察の取締りなどを強力に推進

イ. ネット上の海賊版対策を強化する

①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける

違法コンテンツの排除が円滑になされるよう、政府レベルでの働き掛け

②プロバイダーと権利者団体とが連携して行う海賊

版対策を支援する

ファイル共有ソフトを用い、著作権を侵害してファイル等を送信する者に対する警告メールの送付等の取組を支援

(2) 国際的な商標問題に対応する

我が国製品等のブランドとなり得る地名や日本語の普通名称等が外国において商標登録されることにより、我が国の事業者の当該国における事業展開に支障が生じる場合があるとされている。

このため、我が国の商標制度に及ぼす影響にも留意しつつ、海外における我が国の地名等が商標登録される問題について具体的な対応策を講ずる。

重点項目

① 我が国の地名や著名商標等が保護されるよう制度改善を働き掛ける

外国の商品の産地、普通名称等の商標登録や不正目的での外国著名商標登録が適切に拒絶又は取消されるよう、産地名の公知基準等の制度・運用の改善等を各国に働き掛け

② 商標の海外での権利化や事後的対応を支援する

海外への商標登録を支援するため、当該国への出願手続情報等を事業者等に提供。我が国の地名等が海外で登録された場合の対応マニュアルを作成・普及

(3) ビジネスの安定性を確保する

米国を中心として「パテント・トロール」と呼ばれる濫用的な知的財産権の権利行使が問題となっており、日系企業も被害を受けていることを踏まえ、その対応策に関する議論を喚起する。

重点項目

○ 濫用的な権利行使に対応する

適切な知的財産権の行使の在り方等に関するガイドラインを策定

2. 海外展開を加速する

(1) 日本のブランド発信力を強化する

近年、独創性、伝統、自然との調和に根ざした我が国

の文化や生活様式が海外に広く受け入れられつつある。このような状況を踏まえ、我が国の優れたライフスタイルの成果である食文化、ファッション、地域ブランドに加え、アニメ、マンガ、ゲーム等のコンテンツや伝統文化を含む分野横断的な日本ブランドを確立して、広く世界に発信することが我が国のイメージ向上にもつながる。他方、海外の人々が我が国に対して抱くイメージは地域ごとに異なることから、日本ブランドの浸透を図るため、地域・対象に応じた総合的な対策を講ずる。

重点項目

○ 地域・対象に応じた日本ブランド戦略を構築する

日本ブランドを分野横断的に世界に発信するため、地域・対象に応じた戦略を構築し、関係省庁連携の下でアクションプランを策定

(2) コンテンツ産業のグローバル展開を支援する

我が国のコンテンツ産業は、これまで人口増加や経済成長に伴う消費の拡大や日本語という言語の防護壁に支えられ、いわば国内向けの産業として成熟してきたが、今後、人口減少社会を迎え、国際市場に成長の可能性を求めることが不可避となっている。世界的にも、コンテンツ産業のグローバル化が進展し、グローバルな販売戦略を持つコンテンツ制作に人材や資金が集中しつつあり、我が国としても、このような潮流に乗り遅れないよう、コンテンツ産業の海外展開を積極的に支援する。

重点項目

① 海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける(再掲)

② 海外展開を支えるビジネス手法の確立と発信チャネルの確保を行う

製作段階から海外展開を前提とした契約を行う慣行の確立を支援。我が国コンテンツが適切に流通できるよう対象国に規制緩和を働き掛け

(3) 国際的権利取得を促進する

企業等の海外展開の加速を図るに当たっては、外国において知的財産権を取得しやすい環境を整備することが必要である。このため、各国ごとの知的財産制度に関する制度調和を一層進めるとともに、大学や中小企業等における国際出願に係る負担の軽減を図る。

重点項目

- ①国際的ワークシェアリングの拡大により審査の世界的な迅速化を進める
特許審査ハイウェイの対象国の拡大や“JP-FIRST”（海外に出願されるものは特許庁が早期に審査に着手する仕組み）を導入
- ②国際出願に係る手続を電子化する
我が国が主導し特許協力条約に基づく次世代の国際電子出願システムを構築
- ③日中韓三極における原語出願の導入を目指す
日本語出願及び英語出願を可能とするよう中国及び韓国に働き掛け
- ④植物新品種の登録出願に関する国際的な審査協力を拡大する
植物新品種の審査データの相互利用につき、アジア諸国等における対象国・対象植物を拡大
- ⑤大学や中小企業による国際的な特許出願を支援する（再掲）

III. 世界的共通課題やアジアの諸問題への取組にリーダーシップを発揮する**1. 地球規模での環境問題の解決に日本の優れた技術を積極的に活用する**

○我が国の環境技術の途上国等への移転を促進する
グローバルな取組が求められる環境問題の解決を図るに当たっては、我が国の優れた技術を国際的に普及させることが求められている。

我が国は、これまでも様々な技術協力や資金協力を行ってきたが、今後とも、産業界における積極的なライセンス供与等の自主的取組を促すとともに、我が国が先導して技術協力等を推進する。

重点項目

- ①ODA等を戦略的に活用する
ODA等による環境・エネルギーに関する協力事業等の戦略的活用により、我が国の環境技術の途上国への移転を促進
- ②アジア等の環境リーダーを育成する
アジア諸国等から留学生を受け入れ、母国等に

おける環境リーダーとなり得る人材を育成

- ③環境・エネルギー技術に係る技術移転に関する事例を公表する
環境・エネルギー技術に係る知的財産に関連する技術移転について、成功事例を公表

2. 国際的な知的財産制度のハーモナイゼーションを主導する

(1)知的財産制度の国際調和に向けた取組を強化する
企業等のグローバルな事業活動の円滑化を図るため、特許制度、植物品種保護制度、著作権制度等の知的財産制度の国際調和に向けた取組を一層強化する。

重点項目

- ①特許制度の国際調和を我が国が主導する
先願主義への統一に向けた共通認識形成を促進。
日米欧三極特許庁間における共通出願様式の運用開始に向けた働き掛け
- ②東アジアにおける植物品種保護制度の整備と調和を推進する
「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置し、審査登録業務の合理化、審査能力の向上等に向けた協力活動を展開
- ③著作権制度の国際調和に向けた取組を強化する
インターネット時代にふさわしい著作権制度の国際調和に向けて、世界的な著作権制度の在り方に関する議論に積極的に貢献

(2)「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す（再掲）

3. 国際標準等世界が協業すべき分野での先導的役割を担う

○国際標準化に向けた取組を強化する
新たな市場の開拓や社会に役立つ技術の普及を図るため、我が国の技術を活用した国際標準化に向けた取組を強化するなど、世界が協業すべき領域において先導的役割を果たす。

重点項目

- ①産業界自身によるアクションプランの実行を促す
「国際標準総合戦略」の着実な実施。各産業分野の特性や実情に応じたアクションプランの策定や実施状況に係るフォローアップ
- ②国際標準人材の育成に向けた取組を強化する
標準化に関する検定制度の創設を含め検討し、必要な措置

4. アジアの中で日本が担うべき役割を積極的に果たす

(1) 知的財産制度の導入・普及を支援する

高い経済成長を維持しているアジア地域における我が国企業の活発な事業活動を促進するため、未だ知的財産制度が十分整備されていないアジア諸国における知的財産制度の導入と普及を一層支援する。その際、制度の導入・普及には各国における知財人材の育成が不可欠であり、我が国はアジアの知財人材育成の拠点として積極的な協力を行う。

重点項目

- ①アジア諸国における知的財産に関する人材育成を支援する
知的財産の権利保護や活用に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間企業等に対し、人材育成等に関する支援を実施
- ②アジア諸国における著作権制度の早期導入を働き掛ける
アジア諸国の著作権関連条約への早期加入の働き掛けや著作権制度の普及・整備を支援

(2) アジア地域での知的創造サイクルの好循環を実現する

アジア地域においては多国間にわたる工程分業が進展しており、我が国製造業等も中間財の輸出等を通じて生産・販売ネットワークを構築している。このため、当該地域における知的創造サイクルの好循環を実現するため、必要な環境整備を行う。

重点項目

- ①アジア諸国の特許情報の提供を充実する
特許電子図書館(IPDL)において中国、韓国等の

特許情報の提供を行うことができるよう、これらの国と積極的に調整

- ②アジア諸国とのコンテンツの共同製作を促進する
アジア向けの中長期的な政策パッケージ「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定。アジアとのコンテンツの国際共同製作を重点的に支援
- ③我が国のサーチ・審査結果のアジア諸国等での利用を促進する
我が国特許庁におけるサーチ・審査結果をアジア諸国等に発信する「高度産業財産ネットワーク(AIPN)の普及
- ④「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」を着実に実行する
昨年7月に策定した「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」にのっとり、人的ネットワークの強化、国際標準案の共同提案等を着実に実行

知的財産戦略本部のホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>